

行田市子ども等多世代の居場所づくり
支援事業補助金のしおり



行田市 健康福祉部 子ども未来課

令和8年4月1日

1 子ども等多世代の居場所づくり支援事業補助金とは

子どもの健やかな育成を図るため、市内で子どもと多世代の居場所づくりを実施している団体及び個人(実施予定を含む)に対し、運営に必要な経費を一部補助することで、本市の子どもの居場所づくりを推進していくものです。

補助対象や補助内容などの詳細については、次ページ以降をご確認ください。

注意

- ◎補助金交付対象団体等は次の要件をすべて満たすこと。
- (1)公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと。
 - (2)政治活動又は宗教活動を行う団体ではないこと。
 - (3)居場所づくりの活動を営利目的で行わないこと。

2-1 多世代型子ども食堂事業

1 事業内容

市内で子ども等多世代の方に食事(弁当又は食品を含む)を伴う居場所を提供する事業。

【要件】

- (1)1回あたり、おおむね10食以上提供すること。
- (2)誰でも幅広く参加できるように広報活動等を行うこと。
- (3)参加費が無料もしくは低額(食事の実費相当)であること。
- (4)食事を伴う居場所を月1回以上提供すること。
※やむを得ず実施できなかった場合はこの限りでない。
- (5)責任者を配置し安心安全(食中毒、アレルギー、防犯、防災等)な運営をすること。

2 対象経費

- ①食材費、②家賃、③施設使用料、④光熱水費、⑤保険料、⑥広報費、⑦消耗品費、⑧交通費 ※②④は開催日(準備及び片付け含む)に限る。

3 補助内容及び補助金額

補助対象となる経費の実支出額から利用料、寄付金等の収入額を控除した額(100円未満切り捨て)

【月1回実施】(上限180,000円)

開催月数×15,000円

【月2回以上実施】(上限360,000円) 令和8年度新規

開催月数×15,000円

月2回目以降は1回ごとに5,000円を加算(加算は月3回まで)

注意 次のような場合、補助対象外となります。

- ・子どものみを対象としている場合
- ・会場が市外の場合

2-2 多世代交流事業

1 事業内容

市内で子どもと多世代の方が食事や遊びを通じてお互いに交流する居場所を提供する事業。

【例】

①料理教室、②昔の遊び体験、③折り紙づくり、④パッチワーク など

【要件】

- (1)誰でも幅広く参加できるように広報活動等を行うこと。
- (2)参加費が無料もしくは低額(食事や材料費の実費相当)であること。
- (3)月1回以上開催すること。
※やむを得ず実施できなかった場合はこの限りでない。
- (4)責任者を配置し安心安全(食中毒、アレルギー、防犯、防災等)な運営をすること。

2 対象経費

①食材費、②家賃、③施設使用料、④光熱水費、⑤保険料、⑥広報費、⑦消耗品費、⑧交通費 ※②④は開催日(準備及び片付け含む)に限る。

3 補助内容及び補助金額

補助対象となる経費の実支出額から利用料、寄付金等の収入額を控除した額(100円未満切り捨て)

開催月数×10,000円(上限120,000円)

注意 次のような場合、補助対象外となります。

- ・子どものみを対象としている場合
- ・会場が市外の場合

2-3 学習支援事業

1 事業内容

おおむね18歳までの子どもを対象に、市内で子どもの学習を支援する事業。

【要件】

- (1)誰でも幅広く参加できるように広報活動等を行うこと。
- (2)参加費が無料もしくは低額(教材費等の実費相当)であること。
- (3)学習支援員※を配置すること。

※教員免許取得者もしくは、塾等での実務経験(概ね3ヶ月以上)者。

- (4)週1回、1回1時間以上開催すること。

※やむを得ず実施できなかった場合はこの限りでない。

- (5)責任者を配置し安心安全(防犯、防災等)な運営をすること。

2 対象経費

①人件費(学習支援員)、②交通費、③家賃、④施設使用料、⑤光熱水費、⑥保険料、⑦広報費、⑧消耗品費 ※③⑤は開催日(準備及び片付け含む)に限る。

3 補助内容及び補助金額

補助対象となる経費の実支出額から利用料、寄付金等の収入額を控除した額(100円未満切り捨て)

- (1)開催回数×10,000円(②～⑧合計で上限120,000円)
- (2)学習支援員1人につき1日上限1,400円(1団体上限436,800円)

注意 次のような場合、補助対象外となります。

- ・学習支援員を配置していない場合
- ・会場が市外の場合

2-4 新規設立支援事業

1 事業内容

市内で、多世代型子ども食堂事業、多世代交流事業、または、学習支援事業を新規に実施する事業。

【要件】

(1)多世代型子ども食堂事業、多世代交流事業、学習支援事業のいずれかについて、新たに実施する団体または個人であること。

※実施前に必ず事前相談をお願いします。

①子どもの居場所空白区域

令和8年度は、東小学校区または埼玉小学校区のいずれかの区域での新たな事業実施であること。

ただし、一番初めに事業を実施した1団体または1個人に限る。

②その他

上記①に該当しない場合、新たに事業実施する団体等であること(同一小学校区内で対象3事業のうちいずれか1事業に限る)。

2 対象経費

①工事費、②修繕費、③備品購入費、④消耗品費、⑤その他市が認める経費

3 補助内容及び補助金額

①【こどもの居場所空白区域】

1団体または個人あたり上限 450,000 円

②【その他】 令和8年度新規

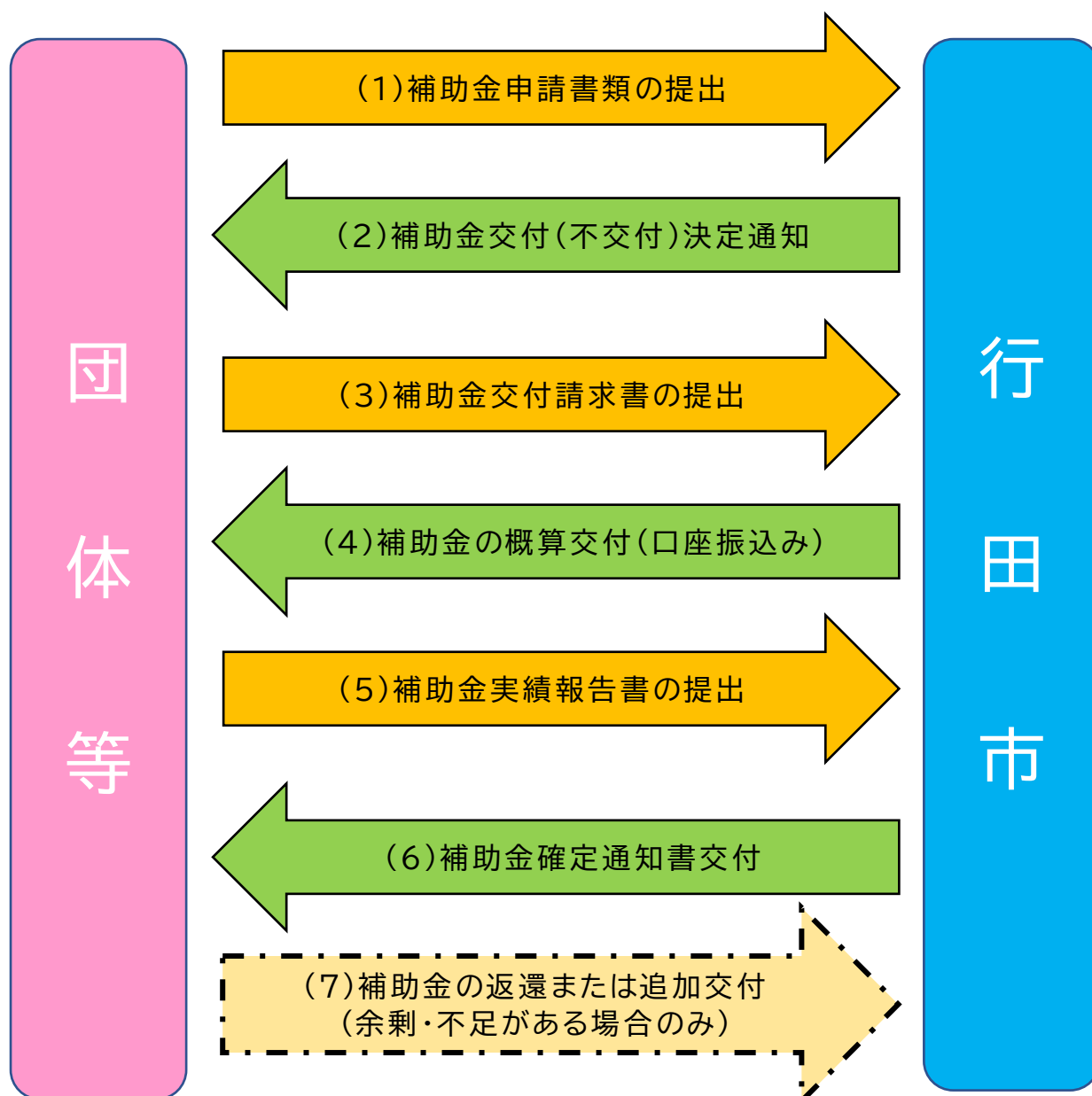
1団体または個人あたり上限 150,000 円

※ただし、事業実施に係る費用に国・県等補助金が充てられる場合は当該補助金額を控除した額とする。(100円未満切り捨て)

注意

空白区域は実施が早い順とする。
ただし、先に実施した事業が補助対象外となった場合は、この限りでない。

3-1 手続きの流れ



※団体等とは、市内で子どもの居場所づくりを実施(予定含む)している団体及び個人のこと
で、子どもの居場所ネットワークなどの統括団体への加入要件はございません。

注意

指定された期限までに実績報告書を提出できない場合、補助金の確定額が0円となり、概算交付された補助金が全額返還となる場合があります。必ず期限までにご提出ください。

3-2 手続きでの提出書類

3-1 手続きの流れ(1)の補助金申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書(様式第1号)
- ②実施計画書(様式第2号)
- ③収支予算書(様式第3号)
- ④団体事業概況調(様式第4号) ※団体の場合に限る。
- ⑤学習支援員であることを証するもの ※学習支援事業に限る。
- ⑥その他

3-1 手続きの流れ(3)の補助金交付請求に必要な書類

- ①補助金交付請求書(様式第8号)
- ②補助金交付決定通知の写し

3-1 手続きの流れ(5)の補助金実績報告に必要な書類

- ①補助金実績報告書(様式第9号)
- ②事業報告書(様式第10号)
- ③収支決算書(様式第11号)
- ④補助対象経費に係る支出を証するもの(レシート・領収書等の写し)

実績報告は、当該年度の全事業が終了次第、速やかに提出してください。

※レシートや領収書を紛失し、支出を証する書類がないもの、レシート等のコピーが一部のみで内訳等が確認できないものについては、補助対象経費として計上することはできませんのでご注意ください。

【交通費を支出している場合】

- ⑤交通費支払明細書
- ⑥交通費証明
- ⑦交通費に関する規程(定額支払の場合)

【多世代交流事業】

- ⑧多世代交流事業実績

【学習支援事業】

- ⑨学習支援事業学年別実績
- ⑩学習支援員出勤簿

本補助金に関する問い合わせ先
行田市子ども未来課 手当・給付担当
048-556-1111(内線 292・297)